

群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合条例第4号

群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等状況の公表に関する条例(平成19年広域連合条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第3条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則(平成28年2月19日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2号の規定の適用については、同号に規定する不利益処分に関する審査請求には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行前にされた不利益処分に関する不服申立てを含むものとする。